

地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業

公募要領

① 公募期間

令和6年3月8日（金）～令和6年4月17日（水）

② 問い合わせ先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先：hqt-gastronomy-kanko★ki.mlit.go.jp

注： 電子メールによりお問い合わせください。観光庁への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。また、★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記した上でお送りください。

令和6年3月

I 事業概要

1. 事業の内容及び目的

地域一体型ガストロノミーツーリズム*の推進事業（以下「当事業」という。）は、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、農業・漁業・飲食業・宿泊業等の様々な関係団体等が連携し、ガストロノミーツーリズムに取り組むことで、観光分野の経済波及効果を地域全体で最大化することを目的とした調査事業です。

当事業で実施する各地域の実証事業（以下「実証事業」という。）では、申請団体が地域の様々な関係団体等と連携し、優良事例の創出を図ります。また、実証事業において高い経済波及効果の実現を目指すとともに、地域課題の把握や今後必要な対策の検討を行います。さらに、インバウンド需要を見据え、付加価値の高い新たな地産地消の為のメニュー・コンテンツ、食体験造成等に取り組んでいただくとともに、コンサルタント・コーディネーターの食に関する専門家を派遣し、地域へのアドバイスやコンテンツの磨き上げ等を行います。

* 「ガストロノミーツーリズム」とは、その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムのことをいう。

II. 募集内容

1. 申請条件

対象となる申請団体は、以下のいずれかに該当する者とします。

- ・ 地方公共団体
- ・ 観光地域づくり法人（DMO）
- ・ 民間事業者等

<申請条件に関する留意事項>

- ※1 申請団体は、飲食店、宿泊事業者、交通事業者、漁協、農協、地場産業等の関係者、一次産業事業者、その他観光関係団体等の参画を得ることとし、少なくとも3団体以上の異分野の事業者の参画を得ること
- ※2 申請団体がDMOや民間事業者等の場合、実証事業を実施する地域の市区町村との連携を必須とすること
- ※3 申請団体は、連携する関係団体等の同意を得た上で申請すること
- ※4 申請団体が複数の申請を行うことは認めない

2. 実証事業の内容

(1) 募集する実証事業内容

募集する実証事業は、申請団体が、飲食店、宿泊事業者、交通事業者、漁協、農協、地場産業等の地域に根ざした様々な関係者と連携することによって、地域ならではの、

気候風土が生んだ食を楽しみ、その背景にある習慣・伝統・歴史・文化に触れることを目的としたガストロノミーツーリズムに関する取組を対象として実施します。

また、付加価値の高い新たな地産地消のためのメニュー・コンテンツ、食体験造成等を行うためのコンサルタント、コーディネーター等の専門性を持つ者（以下「専門家」という。）が地域に伴走することで、実証事業の改善指導を行います。

なお、多くの訪日外国人旅行者が活用する地図検索サービス上において、実証事業内で造成するコンテンツ等に関する観光資源の情報を登録・掲載していただきます。

（例：Google ビジネスプロフィールの入力）

【実証事業の例】

（以下は施策例であり、その他の提案を妨げるものではない。）

- ・地域の習慣・伝統・歴史・文化に根ざした、地域ならではの食体験造成（ツアー造成・イベント開催・アクティビティ・地域住民とのふれあい等）
- ・地産地消を通じ、地域還元を極めて大きく資するメニュー・商品開発、人材育成並びにこれらに係る情報発信
- ・インバウンドの地域での消費拡大を目的とした、ユニークメニューにおける高付加価値な食体験造成
- ・国際通用性のある認証（食材のGI認証や国際的に評価された料理人や飲食店等）の取得やこれを活用した取組

【専門家との協働の例】

（以下は専門家との協働の例であり、その他の提案を妨げるものではない。）

①食を通じた地域づくりサポート

ガストロノミーツーリズム推進の体制・運営・コンテンツ造成のサポート 等

- ・イベント開催（連携事業者が一同に会する、食に関するイベントや勉強会等）
- ・ツアー/マップ等開発（食体験を目的とした周遊ルートの開発に伴うツアー造成・マップ制作等）
- ・情報発信（E コマースの活用等）
- ・経済波及効果を踏まえた計画設計のサポート

②商品・レシピ等開発サポート

食材・食器・調理器具等、その地域ならではの産品を用いたレシピ開発・商品開発のサポート 等

③飲食店経営サポート

食材・食器・調理器具等、地域ならではの産品を用いた飲食店経営に関する指南 等

④インバウンド対応サポート

①～③の内容におけるインバウンド対応のサポート 等

⑤その他

①～④以外の取組で、観光庁が認めたもの

【留意事項】

- ・地域に根ざした様々な事業者が幅広く連携することにより、地域全体におけるインバウンド含む観光需要の増加や地域経済の活性化に資する取組とすること。また、実証事業を通じて構築する関係者の連携体制や実証事業で得た観光資源を、実証事業終了後も活用可能な計画性をもった取組とすること。
- ・食に関するコンテンツ造成に留まらない、地域全体の収益増加も踏まえた取組とすること。
- ・既存のイベント開催も実証事業の対象とするが、地域の他の観光資源を新たに活用する等、イベントの効果がより広く地域に波及するような取組とすること。
- ・ターゲットとなる属性（国、年代、収入（富裕層、中間所得層等）、嗜好（歴史、文化、自然等）、旅行形態（個人、団体、家族、夫婦等）等）を明確に設定すること。その上で、ターゲットが実際に地域を訪れる上での課題を抽出し、希望する専門家の分野を検討すること。
- ・事業計画書に地域の食に関するブランディング戦略及びマーケティング戦略について記載すること。
- ・複数の市町村にまたがる取組も対象とするが、それぞれの地方公共団体との連携を確保すること。

(2) 実証事業期間

採択通知後より、令和7年2月14日（金）までとします。

3. 実証事業の流れ

実証事業の大まかな流れは以下のとおりです。

- ① 申請団体が事業計画書を策定し、公募期間内に観光庁へ提出します。提出された事業計画書は、有識者委員会による審査を経て、事務局より申請団体に審査結果を通知します。
- ② 申請団体や連携事業者は、【事業計画書の円滑な推進】【地域の課題を抽出し、より効果的な実証事業実施】することを目的に、有識者委員や進捗管理のサポートを実施するディレクター（以下「ディレクター」という。）等による助言を受けながら、事務局指定の様式にて事業計画書を再提出します。
※事業計画書の承認をもって、実証事業を開始できます。
- ③ 申請団体・連携事業者は、必要に応じてディレクターと連携しながら実施期限までに代金の支払い等を含め実証事業を完了させます。その間、申請団体は、各連携事

業者と事務局が円滑に連絡・連携が行えるよう対応することとします。実証事業期間中、申請団体及び連携事業者は、課題解決に向けて、専門家の改善指導を受けることができます。なお、専門家の指導に要する経費は、一申請団体あたりに割り当てられた所定の経費の範囲内において事務局が負担します。

※なお、事務局規定の謝金金額を超過する場合、又は申請団体・連携事業者の起用した専門家がいる場合は、事務局負担経費に含まれません。

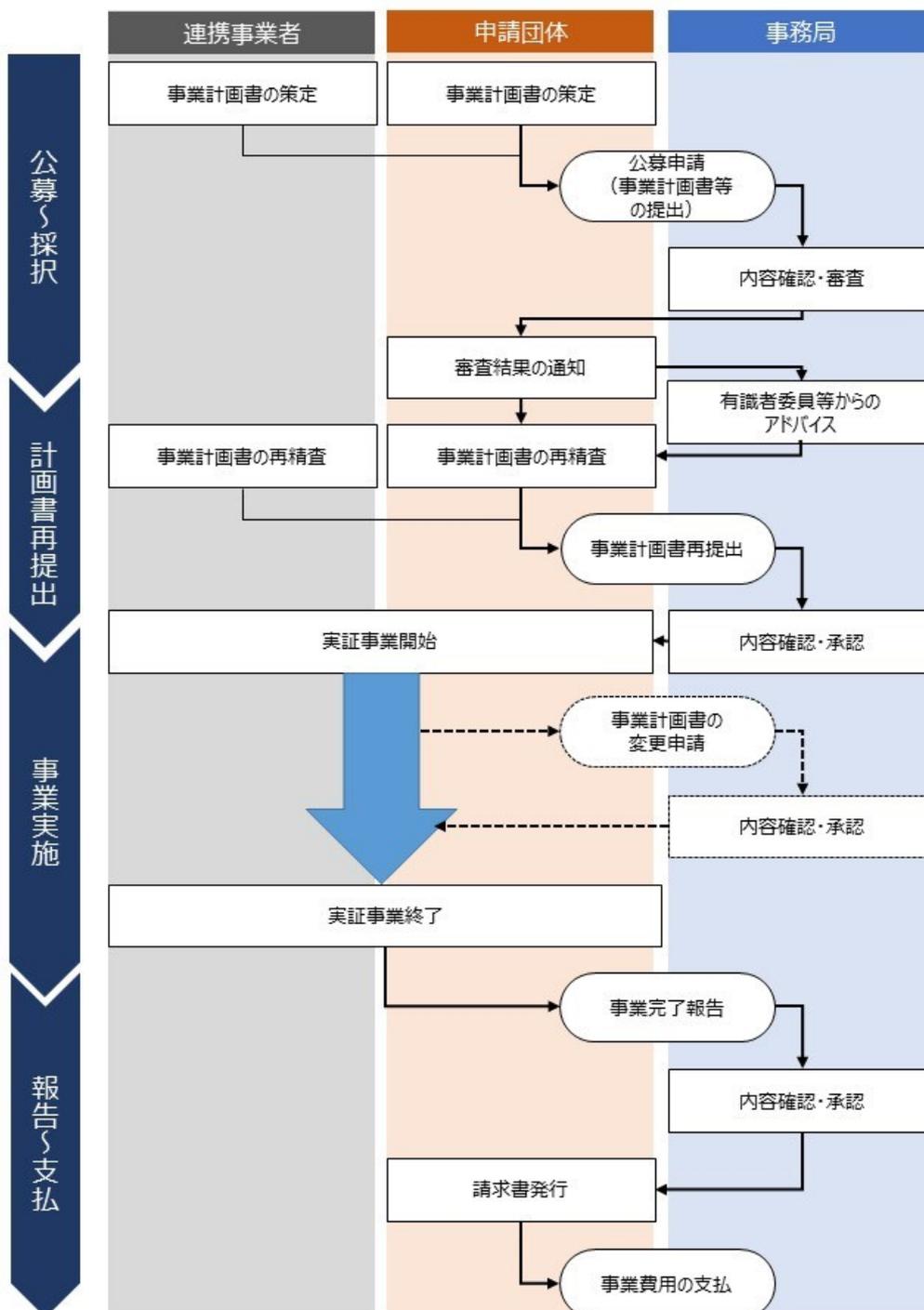
- ④ 実証事業実施中及び実施後に、一般参加者に向けたアンケート調査を実施します。調査実施については、採択地域の申請団体・連携事業者にて実施します。

※上記のアンケートフォーム・質問票については採択地域の各事業者が作成・配布・回収するものとします。

また、事務局実施の申請団体・連携事業者を対象とした、当事業に係る調査についてアンケートにご回答いただきます。

- ⑤ 実証事業終了後、申請団体は各連携事業者の実証事業完了報告書等の各種書類を取りまとめ、事務局に提出します。事務局は、必要に応じて、書類の整合性等確認や実地確認（備品や進捗状況の確認、イベント等の実施状況の確認）等の疑義確認を実施し実証事業費用を確定した後、申請団体に通知します。その後、申請団体が、確定された実証事業費用に基づいて請求書を発行し、事務局が申請団体に対して支払処理を実施します。また、当事業の各種報告会に出席いただき、実証事業内容や成果について発表いただきます。

【実証事業フロー】



4. 実証事業の対象経費

(1) 実証事業において対象とする経費

当事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁等における調査事業の一環として実施し、各実証事業によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものです。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

国費により負担する対象経費についての詳細は、次を参照してください。

対象経費の項目	概要
i. 謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家、イベントの出演者・司会者等に対する謝金 ※事務局が派遣する専門家においても、助言・指南等の範囲を超えた役務が伴う直接的な役務は本対象経費に含まれるものとする。 ※各地方公共団体における諸謝金に関する規定に準じた金額のみ、対象とする。
ii. 人件費・賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証事業の取組に係る実証を補助するために任用する専任及び臨時職員の賃金
iii. 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証事業の取組に要する通信料及び郵送料
iv. 委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源の磨き上げや各種イベントの企画に係る委託料 ・ 会場設営、イベントの運営や警備、音響設備等イベント開催に必要な業務に係る委託料 ※委託料の内訳に他の費目が含まれる場合は、各費目の要件に沿う必要がある。
v. 借料・損料・使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証事業の取組に係る会場の借上料、使用料 ・ 実証事業の取組に係る備品や機材等のリース、レンタル料
vi. 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家、イベントの出演者、司会者等の出張等に係る経費 ※各地方公共団体における旅費に関する規定に準じた金額のみ、対象とする。
vii. 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証事業を行うために必要となる消耗品の購入に要する経費。ただし、単価が10万円未満、かつ、実証事業で実施するイベント等に関し使用する物品とする。
viii. 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロモーションに係る経費 ・ 多言語対応（翻訳等）に係る経費 ・ 雑役に関する経費
ix. レンタルやリースでは対応できない必要物品の作成・購入費	<ul style="list-style-type: none"> ※レンタルやリースでは対応できない必要物品の作成・購入をした場合には、必要に応じて観光庁と協議の上、その物品の取り扱いを取り決めるものとする。

<対象とならない経費の具体例>

- ・ 実証事業に直接関係のない経費
- ・ 事業計画書が承認される前に発生した経費
- ・ 申請団体・連携事業者における経常的な経費（実証事業専任者以外の人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 実施するイベントにおける景品等の購入費
- ・ 建物等施設の設置・建設・改修に関する経費
- ・ クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・ 実証事業の実施とは直接関係の無い飲食費（会食費、弁当代等）
- ・ 実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等
- ・ 国その他行政機関等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合の経費
- ・ 実証事業における資金調達に必要なとなった利子 等

(2) 実証事業の対象となる経費の規模

実証事業の実施において、対象経費の上限は1事業あたり2,000万円（税込）とします。また、採択件数の多寡、提案内容、採択過程における審査の状況等を勘案し、観光庁において金額を調整した上で、決定します。

III. 事業実施者の選定

1. 選定方法

事業実施者の選定にあたっては、有識者委員会による審査により、次項「(2) 選定の観点」に基づいて選定を行います。

2. 選定基準

選定にあたっては、提出された申請書類を以下の観点から審査します。

- ① その地域特有の要素が含まれているか
 - ・ その地域ならではの食材・習慣・伝統・歴史・文化が事業計画書に含まれているか
- ② 食を軸とした複合的な取組が事業計画書に盛り込まれているか
 - ・ ガストロノミーツーリズムの定義に沿った取組内容となっているか。また、当事業は食の磨き上げのみの事業では無いため、食を軸とした複合的な要素が絡められているか
- ③ 食材・食器・調理器具等、その地域ならではの産品が含まれているか
 - ・ 各種取組で共通して取り扱う、その地域ならではの産品はあるか
- ④ インバウンドの誘客を考慮した取組であるか
 - ・ 連携事業者において、メニュー料金等の多言語表記の整備に関する取組が事業計画

- 書に盛り込まれているか
- ・インバウンド客のターゲット国の嗜好を踏まえた食材の選定・メニュー開発を行う事業計画書となっているか
- ・プラスチック製容器の取り扱い廃止・食材廃棄の削減等、持続可能な観光を意識した取組を行う事業計画書となっているか
- ⑤付加価値が高く、新たな取組であるか
 - ・付加価値が高く新たな取組であり、旅行者一人当たりの観光消費額及び地域の収益の増加が見込まれる内容となっているか
- ⑥高い事業効果が見込まれる取組であるか
 - ・実証事業として成果・課題を抽出するべく、算出可能な KPI 設置・適切な手法での効果検証方法設計がされているか。また、地域の収益増加が見込まれる事業計画書であるか
- ⑦実現可能なスケジュール設計がされているか
 - ・実証事業期間内（採択通知後～令和 7 年 2 月 14 日）に実施可能な事業計画書となっているか
- ⑧中期的な展望・計画は適切か
 - ・実証事業終了後も、ガストロノミーツーリズムを推進可能な展望・計画となっているか

(3) 選定結果の決定及び通知

採択する事業実施者の選定後、申請団体に対して通知します。

3. 提出

本申請書類は、有識者委員会により審査を行います。申請にあたり、申請団体は、申請書類を観光庁 HP よりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、「(2) 申請書類の提出先」記載のアドレスに提出する必要があります。募集期間、申請書類の提出先等の手続きに係る事項は、以下のとおりです。

(1) 募集期間

公募開始：令和 6 年 3 月 8 日（金）

締切：令和 6 年 4 月 17 日（水）17：00

(2) 申請書類の提出先

MAIL：hqt-gastronomy-kanko★ki.mlit.go.jp

★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業 ○○○○（申請者名）」と付記。

(3) 提出様式

様式については、観光庁ホームページから様式ファイルをダウンロードし記入後、「(2) 申請書類の提出先」記載のメールアドレスにお送りください。

様式 1：応募申請書

申請団体情報と、当事業と関連する他府省庁等の事業について記載してください。

様式 2：実施体制

取組に参加される団体・事業者等を記載してください。

また、地域側で既に体制に専門家が含まれている場合、その情報も記載してください。

様式 3：事業計画書

主な記載項目は以下の通りです。

- ・ガストロノミーツーリズム推進の概要

⇒地域で一貫したガストロノミーツーリズムのコンセプトや軸となる食文化、コンセプト設定に至った地域の課題や、実証事業の概要を記載してください。

- ・現状分析

⇒地域のガストロノミーツーリズムを構成する要素やマーケティングについて、現状分析を記載してください。

- ・戦略策定

⇒周辺地域との競争環境等基本戦略を記載してください。

- ・当事業において期待される効果・効果検証方法

⇒実証事業の具体的な KPI や、KPI の測定方法等を記載してください。

- ・実証事業における組織図

⇒実証事業を実施する際の役割・組織図を記載してください。

- ・実証事業終了後の展望

⇒地域としての中期的な展望や、具体的なアクションプラン等を記載してください。

別紙 A（任意）：造成するコンテンツ等の収支計画書

実証事業内で造成する、各コンテンツの収支・支出計画及び現時点の販売予定価格を記載してください。

※別紙 A の提出は任意です。

※必要に応じて事務局より資料の再提出・追加資料の提出および説明を求めることがあります。

(4) その他

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となる場合があります。
- ・秘密の保持

- ① 受注者は「国土交通省情報セキュリティポリシー」に基づき、情報管理に必要な措置を講ずること。なお、契約前は「国土交通省情報セキュリティポリシー」を提示することができないため、令和 5 年 7 月 4 日改定の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン）」を確認すること。

＜政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群＞

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

- ② 観光庁は、提出書類について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

4. 公募・申請手続きに関する問い合わせ

募集期間中の本公募要領に関する問い合わせや申請書類に関する相談等に対応します。問い合わせや相談等は、電子メールによるご連絡をお願いいたします。

※ なお審査基準・審査の進捗等のご質問に関してはお答えしかねます。

(質問受付期間)

令和 6 年 3 月 15 日（金）～ 令和 6 年 4 月 10 日（水） 17:00（必着）

(問い合わせ先)

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先：hqt-gastronomy-kanko [★] ki.mlit.go.jp

注：★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記した上でお送りください。